(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行に当たって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示、報告及び解除は、原則として 書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、 委託者が、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則(平成20年規則第1号)第97条の 規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。 (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、 あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規 定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その 他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者 に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものと する。

(監督等)

- 第6条 委託者は、適正な委託業務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、第1項の規定による委託者の監督を受け、委託者から改善命令等がなされた 場合には、その補正等の措置をしなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し事故の生じた場合は、直ちに委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害

を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害 を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

- 第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって委託者に通 知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会いのもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限 を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から 差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えると きは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項 の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者の協議成立までの 間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第11条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合 においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる 契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられない

ときは、この限りでない。

- 4 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。
- 5 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に 役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。 ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を 達することができない場合においては、この限りでない。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、 契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役 務が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定 する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第 1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の 規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た だし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念 に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に 表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができ ないとき。

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は北海道後期高齢者医療広域 連合財務会計規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその 役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、受託者 が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められると き。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与して いると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(キにおいて「関連契約」という。)の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオのいずれかに該当する者を関連契約の相手としていた場合に、 委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応 じなかったとき。
 - ク 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに 足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重 大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項(第7号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、 受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該 完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この 場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わ

なければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第7号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき 事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をす ることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の 10に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害 額)を賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第 75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託 者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用部分済みを除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処 分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の 処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回 復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託 者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、 契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(著作権等に関する取扱い)

- 第16条 本委託業務の成果物に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第2 3条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利は、検査合格 後、直ちに委託者に移転するものとする。
- 2 委託者は、著作権法第20条第2項各号に該当しない場合においても、その使用のため に目的物の改変を行うことができるものとする。また、受託者は、委託者の書面による事 前の同意を得なければ、著作権法における公表権及び氏名表示権を行使することができな い。
- 3 受託者は、本契約により製作する成果物においては、特許権など法令に基づき保護される第三者の権利を侵害することがないよう十分配慮しなければならない。また、本件委託期間終了後における利用及び実施等が有償となる知的財産は用いてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、 別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(その他)

- 第18条 受託者は、この約款に定めるもののほか、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約 状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協 議の上、定めるものとする。

個人情報取扱注意事項

北海道後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)と○○○(以下「乙」という。)が、令和 年 月 日付けで締結した●●●●●●契約(以下「本件業務」という。)に係る個人情報の取扱いに関して、以下のとおり注意事項を定める。

1 基本的事項

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。以下同じ。)を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

2 取得の制限

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

3 秘密の保持

- (1) 乙は、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、その使用する者が本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- (3) 前2号の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 利用及び提供の制限

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を当該業務の目的以外に自ら利用し、又は第 三者に提供してはならない。

5 安全確保の措置

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、漏えい、滅失又は毀損の 防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 従事者への周知及び監督

- (1) 乙は、本件業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- (2) 乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 複写、複製の禁止

乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された 資料等を、甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された 資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、 その方法によるものとする。

9 事故報告

乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲へ報告し、その指示に従うものとする。

10 監査及び調査

- (1) 甲は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- (2) 甲は、前号の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

11 損害のために生じた経費の負担

本件業務を処理するに当たって、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした 損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責め に帰する事由による場合は、この限りではない。

12 契約の解除及び損害賠償

甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償 の請求をすることができる。